

「島根県物産観光館」及び「日比谷しまね館」ロゴマーク使用許諾取扱要領

（目的）

第1条 「島根県物産観光館」及び「日比谷しまね館」のロゴマークの適正な使用許諾の取扱いについて必要な事項を定める。

（対象）

第2条 対象となるロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）は別表のとおりである。

（権利者）

第3条 ロゴマークに関する著作権及び商標権は、島根県が有する。

（使用の範囲）

第4条 ロゴマークを使用できる範囲は次のとおりとする。

- （1）島根県物産観光館または日比谷しまね館（以下「各施設」という。）のPR及び集客に資するものとして、島根県または各施設の管理運営業務を委託された者が行うもの。
- （2）各施設のPR及び集客に資するものとして承諾されたもの。

（使用の承諾）

第5条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ島根県しまねブランド推進課長（以下「課長」という。）の承諾を受けなければならない。ただし、報道機関が報道又は広報の目的で使用するときはこの限りでない。

（使用の申込）

第6条 前条の承諾を受けようとする者は、事前に様式第1号により申請しなければならない。

（審査）

第7条 課長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、使用を承諾するときは様式第2号により、承諾しないときは様式第3号により通知書を送付するものとする。

2 次のいずれかに該当するときは、ロゴマーク使用の趣旨に反するものとして承諾しない。

- （1）第4条の基準に当てはまらないとき
- （2）島根県産品以外を対象にしているとき
- （3）特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれのあるとき
- （4）特定の個人または団体の売名に利用されるおそれのあるとき
- （5）不当な利益をあげるために利用されるおそれのあるとき

- (6) 各施設のロゴマークとして、イメージや品位をおとしめるおそれのあるとき
- (7) 適正な使用方法に従って使用しないおそれのあるとき
- (8) 法令や公序良俗に反するおそれのあるとき
- (9) その他承諾することが不相当と認められるとき

(使用上の遵守事項)

第8条 ロゴマークを使用する際は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 別に定めるロゴタイプ使用規定書に従って使用すること。
- (2) 承諾された使用項目に限り使用すること。
- (3) ロゴマークの一部のみを使用または変形もしくは他の図形や文字と重ねて使用しないこと。
- (4) そのほか承諾に際して条件を付したときは、その条件に従って使用すること。
- (5) 使用に際し疑義が生じたときは、あらかじめ課長に協議すること。
- (6) 当該使用にかかる物件の完成見本を速やかに課長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なときは、写真等の提出をもって代えることができるものとする。

(使用料)

第9条 原則として使用料は徴収しない。

(承諾内容の変更等)

第10条 ロゴマーク使用者（以下「使用者」という。）が使用承諾の内容について、追加または変更をしようとするときは、あらかじめ様式第1号により課長に提出するものとする。

- 2 課長は、前項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、承認するときは様式第2号により、承諾しないときは様式第3号により通知書を送付するものとする。

(承諾の取消等)

第11条 課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承諾を取り消し、当該ロゴマークを使用しないこと、使用済み製品の配布・販売等をしないこと及び配布・販売等を行った製品を回収することなどの必要な措置を命ずることができる。

- (1) 申請の内容に虚偽があるとき
 - (2) 承諾条件に違反して使用したとき
 - (3) その他ロゴマーク使用が不相当であると認められたとき
- 2 承諾の取消は、「ロゴマーク使用取消通知書」を様式第4号により通知する。
 - 3 回収等にかかる経費は、使用者が負担する。

(使用の中止)

第12条 使用者は、ロゴマークを使用する必要がなくなったときは、様式第1号により課

長あてに申請しなければならない。

（損失補償等の責任）

第 13 条 島根県は、当該承諾案件にかかる使用者の損失の補償等一切の責任を負わない。

（その他）

第 14 条 本要領に定めるもののほか、ロゴマーク使用に関して必要な事項は島根県が別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 10 月 27 日から施行する。

別表

施設の名称	ロゴマーク	商標権
島根県物産観光館		登録番号： 登録第6970790号 区分：第35類
日比谷しまね館		登録番号： 登録第6408184号 区分：第35類、第39類、 第41類、第43類

(様式第 1 号)

申請日 年 月 日

島根県しまねブランド推進課長 様

申請者 住 所 _____
 名 称 _____
 代表者職・氏名 _____

ロゴマーク使用申請書（新規・変更・中止）

下記のとおり、ロゴマークを使用したいので申請します。

なお、使用許諾取扱要領の条件を遵守するものであり、使用条件等に違反した場合には、承諾の取り消しを受けても異議ありません。

また、当該案件に係る配布物の回収等の要求についても速やかに対応することを誓約します。

記

[illegible]

* 添付書類

- ・企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等）
- ・申請者の概要（ホームページを印刷したもの、パンフレット等）
- ・その他参考となるもの

(様式第 2 号)

ブランド第 号
年 月 日

(申請者) 様

島根県しまねブランド推進課長

ロゴマーク使用承諾書（新規・変更・中止）

年 月 日付けの申請に対して、下記のとおり決定しました。
取扱いについては使用許諾取扱要領を遵守してください。
なお、完成見本（写真等でも可）を速やかに提出してください。

記

承 諾 番 号	
申 請 の 種 別	
対 象 と な る ロ ゴ マ ー ク	
使 用 目 的 ま た は 中 止 理 由	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで 中止の場合： 年 月 日で終了
条 件	

(様式第3号)

ブランド第 号
年 月 日

(申請者) 様

島根県しまねブランド推進課長

ロゴマークの使用についての通知書（新規・変更）

年 月 日付けの申請については、下記の理由により承諾しません。

記

1. 承諾しない理由

使用許諾取扱要領第7条第2項第 号に該当せず、承諾の基準を満たさないため。

2. 申請の概要

承諾番号	
申請の種別	
対象となる ロゴマーク	
使用目的	

(様式第 4 号)

ブランド第 号
年 月 日

(申請者) 様

島根県しまねブランド推進課長

ロゴマーク使用取消通知書

年 月 日付けで使用を承諾していた件について、下記の理由により承諾を取り消します。

該当ロゴマークの使用済み製品の取扱いについては、別途県から指示をしますので遵守してください。

記

1. 取消しの理由

使用許諾取扱要領第11条第 1 項第 号に該当すると認められるため。

2. 対象となる承諾の概要

承 諾 番 号	
対 象 と な る ロ ゴ マ ー ク	
使 用 目 的	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで

3. 取消し日

年 月 日